

(案)

「放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会」 開催要綱

1 背景・目的

臨時災害放送局については、大規模災害時に多くの需要が見込まれるものの、関東地域（東京 23 区及びその周辺）のFM放送用周波数は他地域と比べて特にひっ迫している状況にある。

放送大学のFM跡地（77.1MHz 及び 78.8MHz）は、関東地域において広域に利用可能な貴重な周波数であり、「放送用周波数の活用方策に関するとりまとめ」（令和4年3月放送用周波数の活用方策に関する検討分科会）では、臨時災害放送局の専用周波数とすることが適当とされ、同年6月には、本趣旨を踏まえた電波法関係審査基準の一部が改正されたところである。

この背景の下、関東総合通信局は、大規模災害時に臨時災害放送局開局を想定する関東管内の複数自治体において、同一周波数を用いて、同時期・近接して臨時災害放送局を開設するより効果的な開設・運用手法や技術的事項の検証等を行うことを目的として、本調査検討会を開催する。

2 名称

本会議は「放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

3 検討概要

- (1) 大規模災害時に臨災局開局を想定する複数自治体において、同一周波数を用いて複数臨災局が同時期に近接して開設することをシミュレーション、室内・フィールド試験を実施。
- (2) 当該自治体の要望等を踏まえつつ、次の内容について検討し、とりまとめる。
 - ・ 臨災局としての必要最小限の技術的条件
 - ・ 同一波同時運用での運用手法
 - ・ 自治体間タイムシェアでの運用手法

4 構成・運営・設置期間

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、構成員の互選により座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、検討会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、座長に代わって検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 検討会の設置期間は、第1回会議開催日を設置の日とし、設置の日から令和5年3月31日までとする。
- (6) 検討会の実施にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から招集が困難な場合はWeb会議形式にて行う。なお、Web会議は、システムの負荷軽減のため非公開で実施する。
- (7) その他、検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 事務局

本会議の事務局は、総務省関東総合通信局放送部放送課に設置し、当課及び本調査検討の請負会社の（株）NHKテクノロジーズが事務局を行う。

(別紙)

検討会の構成

小田切 亘 所沢市 危機管理室 主査

川島 修 株式会社エフエム東京 執行役員 技術局長

北郷 裕美 大正大学 社会共生学部 教授

木村 達郎 国分寺市 総務部 防災安全課長

小松 和也 一般社団法人日本コミュニティ放送協会 関東地区協議会 副会長
中央エフエム株式会社 代表取締役

佐藤 祥太 練馬区 区長室 広聴広報課庶務係 主査

鈴木 大助 文京区 総務部 防災課長

成清 善一 日本放送協会 技術局 計画管理部 副部長

西村 克敏 北区 危機管理室 防災・危機管理課 主査

藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

物江 耕一郎 足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課長

(五十音順、敬称略)

【事務局】

総務省 関東総合通信局 放送部 放送課
株式会社NHKテクノロジーズ ファシリティ技術本部 公共システム技術部